

第3回 市場使用料あり方検討委員会
会 議 録

日 時 平成23年8月12日(金) 14:01~15:27

場 所 東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

開 会

○横山委員長 定刻より若干過ぎておりますが、これから始めたいと思います。

大変お待たせしました。これから第3回東京都中央卸売市場市場使用料あり方検討委員会を開催したいと思っております。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。会議の進行につきましては、どうぞご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、事務局から定足数の確認及び報告事項をお願いいたします。

○吉野幹事 事務局を務めます財政調整担当課長の吉野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず初めに、本日の委員会開催が平成21年11月の第2回委員会開催以降大幅に遅れましたこと、また休市日前の大変お忙しい時期となりましたこと並びに食肉市場においては休市日と重なりましたことについて、深くお詫び申し上げます。

申し訳ございませんが、座ってご報告させていただきます。

本委員会の開催につきましては、設置要綱第7の2により、委員の半数以上のご出席が必要とされております。ただいまのところ、委員定数20名のうち、17名の方々のご出席をいただいておりますので、本委員会開催に必要な定足数を満たしていることをご報告いたします。なお、本日は、小川委員、宮本委員、小池委員の3名から事前にご欠席の連絡をいただいております。また、小川委員にかわり、東京食肉市場株式会社、島専務にご出席いただいております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に配付してございます資料をご確認ください。順に、議事次第、座席表、委員名簿、幹事名簿、設置要綱、設置要綱新旧対照表、資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4、資料2、資料3の12点となります。お手元がない場合はお申し出いただきたいと思います。

次に、7月21日付で新たに委員になられた方々をご紹介します。お手元の委員名簿においてお名前の前に丸印のついた方が新任委員となります。

それでは、ご紹介させていただきます。

東京魚市場卸組合連合会会長、山崎委員です。

○山崎委員 山崎です。よろしくお願いいたします。

○吉野幹事 東京食肉市場卸商協同組合理事長、腰塚委員です。

○腰塚委員 腰塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉野幹事 東京都青果物商業協同組合理事長、野本委員です。

○野本委員 野本です。よろしくお願いいたします。

○吉野幹事 東京都花き振興協議会会長、関委員です。

○関委員 関でございます。よろしくお願いします。

○吉野幹事 なお、先ほど申し上げた本日も欠席の東京食肉市場株式会社取締役社長、小川委員、東京青果卸売組合連合会会長、宮本委員のお二方も新任委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

続きまして、前回委員会以降の人事異動に伴いまして幹事が変更しておりますので、ご紹介させていただきます。

管理部長、塩見幹事です。

○塩見幹事 塩見でございます。よろしくお願いします。

○吉野幹事 事業部長、横山幹事です。

○横山幹事 横山でございます。よろしくお願いします。

○吉野幹事 市場政策担当部長、江藤幹事です。

○江藤幹事 江藤でございます。よろしくお願いします。

○吉野幹事 担当部長〈特命〉、本間幹事です。

○本間幹事 本間でございます。よろしくお願いいたします。

○吉野幹事 新市場事業推進担当部長、志村幹事です。

○志村幹事 志村でございます。どうぞよろしくお願いします。

○吉野幹事 管理部財政調整担当課長、私、吉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からのご報告は以上となります。

それでは、横山委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○横山委員長 それでは、早速会議を進めていきたいと思いますが、議事に入ります前に、本日は中西市場長にご出席いただいておりますので、一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中西市場長 7月16日付で中央卸売市場長に就任いたしました中西でございます。第3回市場使用料あり方検討委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、平成21年11月に第2回の委員会を開催して以降、都議会において特別委員会及び小委員会等の議論並びに予算成立に向けたさまざまな過程などによりまして、長らく委員会を開催できず、委員の皆様には大変なご迷惑をおかけいたしました。この場をお借りいたしまして深くお詫び申し上げます。

そういった中でも、この間、横山委員長をはじめ、学識委員の皆様方でワーキンググループを8回開催しておりまして、現状を踏まえつつ、幅広い視点から検討を進めていただきました。今回こうして委員会を開催し、業界委員の皆様も交えて幅広く議論ができますのも、ひとえにワーキンググループにおいて鋭意ご検討いただいた賜物^{たまもの}と厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、先般発生いたしました東日本大震災は、漁港施設等の損壊や原発事故に起因する出荷制限などを引き起こし、都民に安定的に生鮮食料品を供給する責務のある卸売市場にも甚大な影響を及ぼしました。こうしたことも重なり、卸売市場を取り巻く環境は従来にも増して一段と厳しいものとなっております。

都は、これまで市場業界の皆様の大変な協力のもと風評被害の解消のためのイベントを開催するとともに、補正予算を編成いたしまして業界の皆様から要望のあった代金決済機能を維持するための緊急融資を実施するなど、被災地支援の取り組みを官民一体となって実施してまいりました。今後も都は被災地の支援とともに都民の食生活の安定に全力を尽くしてまいります。引き続きご協力をお願いいたします。

このような状況の中、5月31日に知事あてに答申されました東京都卸売市場整備基本方針では、都民の食の安全・安心や生産者・実需者の多様なニーズに対応した卸売市場の機能強化の方向性が示されております。今後、私どもは、この方向性を踏まえまして、必要な施設整備を図りながら、健全な財政運営に努めていかなければならないと考えております。

本日は、これまでのワーキンググループの検討状況を踏まえ、市場使用料の現状と今後の方向性について、一定の考え方を整理した資料をお示ししております。委員の皆様方には、この考え方について広く大きな視点から活発にご議論いただきたいと考えております。

なお、個別具体的な使用料につきましては、本委員会での検討や今後市場関係者の皆様の考え方を踏まえながら、卸売市場審議会等の場や都議会において十分ご議論いただくものと考えております。

本日はよろしく願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上をもちまして私のあいさつとさせていただきます。

○横山委員長 ありがとうございます。

なお、中西市場長は所用のためここで退席いたします。

(中西市場長退席)

○横山委員長 また、報道機関のカメラ撮影もここまでとさせていただきます。ご退室ください。

(カメラ退室)

○横山委員長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の議題は、「市場使用料の現状と今後の方向性について」でございます。

平成21年11月に開催した第2回委員会以降、私ども委員5名で構成されたワーキンググループを計8回

開催し、検討を進めてまいりました。この検討状況を踏まえ、市場使用料の現状と今後の方向性について、資料1-1から1-3のとおり、一定の整理を行いました。本日は、この資料をもとに議論を進めてまいりたいと思います。

なお、議事進行の関係上、まず、資料1-1の「第1 市場使用料の現状」及び資料2を事務局より説明の上、討議を行いたいと思います。その後、資料1-1、後半部分でございますが、「第2 機能強化に伴う使用料体系見直しの方向性」及び資料1-3、「卸売市場の機能強化と使用料体系」の事務局説明及び討議という流れで議事を進めてまいりたいと考えております。

なお、資料1-2及び1-4につきましては、随時使用することとし、資料3につきましては、すべての討議が終了した後、事務局からご説明いただきたいと考えております。

このような形で議事を進行することにご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○横山委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、市場使用料の現状について資料の説明をお願いいたします。

○吉野幹事 それでは、まず、お手元に配付してございます資料2からご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料2、ワーキンググループにおける検討経過をご覧ください。

ワーキンググループは、平成22年2月からこれまで8回開催しております。まず、築地や大田など5市場を視察して、各市場の状況を把握していただいた上で、市場使用料の現状と今後の方向性について議論していただきました。本日は、ワーキンググループで検討していただいた内容を資料におまとめしておりますので、順次ご説明させていただきます。

では、資料1-1、市場使用料の現状と今後の方向性につきましてご説明させていただきます。

資料1-1につきましては、「第1 市場使用料の現状」及び「第2 機能強化に伴う使用料体系見直しの方向性」の2部構成となっております。先ほど委員長からご説明がありましたように、議事進行上、まず「第1 市場使用料の現状」についてご説明いたします。

資料1-1の1ページをご覧ください。市場使用料の現状を検証する上で、「負担の公平」は最も重要な視点の一つです。そこで、前回使用料改定の決定を行った平成11年度と現在の数値を比較いたしまして、さまざまな角度から市場使用料における「負担の公平」を考察しております。

まず、「売上高」に対する売場使用料の負担割合について比較を行っておりまして、全業種において仲卸業者より卸売業者のほうが負担割合は高くなっております。また、業種間で見ますと、卸売業者、仲卸業者ともに青果・花きが相対的に高く、水産・食肉が相対的に低くなっております。

次に、「使用面積」に対する売場使用料の負担割合について比較を行っておりまして、水産・食肉では卸

売業者のほうが高く、逆に、青果・花きは仲卸業者のほうが高くなっております。また、仲卸業者につきましては、売上高割使用料は直荷のみが対象となっておりますので、直荷の有無や規模によって平米当たりの使用料が異なっております。

次に、「負担能力」に対する売場使用料の負担割合について比較を行っております。負担能力を収益力と考え、収益力を売上総利益と見まして、使用料の対売上総利益比率を比較することで負担割合の検証を行っております。卸売業者と仲卸業者では、業態や経営規模が異なるため単純な比較は難しいところですが、数値のみを相対的に見れば、仲卸業者より卸売業者のほうが負担割合は高くなっております。

1 ページおめくりいただきまして、業種間で見ますと、卸売業者は水産・食肉が相対的に高く、花きが相対的に低くなっております。一方、仲卸業者は花きが相対的に高く、水産・食肉が相対的に低くなっております。

以上、売上高、使用面積、負担能力に対する使用料の負担割合について、それぞれ平成 11 年度と 21 年度を比較しますと、多少の数値の増減はございますが、全体的な構造としましては大きく変わっていないと言えます。

次に、市場使用料における業態間の負担について比較を行っております。売上高割使用料の業態別負担割合を見ますと、卸売業者が 92%と大部分を負担しております。一方、施設使用料は、卸売業者が3分の1を負担し、仲卸業者等が残り3分の2を負担しております。また、使用料全体で見ますと、卸売業者が全体のほぼ半分の 48.4%を負担しております。この構造は、市場開場当初の卸売業者と仲卸業者等の負担を折半するという考え方が継続しているものと思われ、平成 11 年度と比較しましても大きく変わっていないと言えます。

これまでご説明した内容につきましては、資料 1-2、参考資料の 1 ページから 4 ページにグラフでお示ししておりますので、ご参照いただければと存じます。

次に、売上高割使用料と施設使用料（面積割）の併用についてでございます。昭和 48 年に示された農林水産省の市場使用料に対する考え方によりますと、原則として、卸売業者については、その負担額を売上高割と面積割の併用により徴収することとしております。また、平成 21 年 6 月に都において実施いたしました市場使用料の実態に関するアンケート調査によりますと、調査対象の 31 開設者すべてが売上高割と面積割の二本立ての体系を現状採用していると回答しております。

次に、恐れ入りますが、お手元の資料 1-2、参考資料の 5 ページをお開きください。

「6 卸売業者業種別使用料構成比推移」の表を見ますと、11 年度と比較して 21 年度は、市場取扱数量金額の減少傾向を反映して、全業種において売上高割使用料の比率が低下しております。このことから、売上高割使用料は、市場の立地条件による収益性の格差の調整並びに業種による格差の調整、卸売業者の経営

状態の変動の調整という機能を有しているということができると考えております。

次に、「7 売上高割使用料の料率と負担割合」で他都市との比較を行っております。

ページ中央の他都市の主な中央卸売市場における売上高割使用料の料率分布の表をご覧ください。都における売上高割使用料の料率は、青果・水産・花きが1,000分の2.5、食肉が1,000分の2.0となっておりますが、これは全業種の市場使用料の実態に関するアンケート調査対象31開設者の平均値よりやや低い数値であることがおわかりいただけるかと思えます。

次に、その下の卸売業者の使用料に占める売上高割使用料の割合の表をご覧ください。同アンケートによりますと、都における卸売業者の使用料に占める売上高割使用料の割合は50.8%となっており、他都市の開設者間で比較しますと中間の位置に分布していることがおわかりいただけるかと思えます。

次に、恐れ入りますが、資料1-1に戻っていただきまして、3ページをご覧ください。

民間相場の反映についてでございます。経済社会の一般論から言いますと、中央卸売市場も経済社会の中の一施設として、市場使用料は適正に民間相場を反映させるべきであるという考え方があります。しかし、民間相場を反映させた市場使用料体系を導入した場合、民間相場自体が地域間で大きく異なることから、市場間に大幅な負担格差が生じ、市場業者の経営や市場自体の存廃に多大な影響を及ぼすことが懸念されております。先のアンケート調査によりますと、回答のあった34市場のうち30市場が使用料の算定に当たって民間の料金を参考にしていないと回答しております。また、東京都中央卸売市場使用料算定要領におきましては、民間相場を反映させる上で重要な要素となる地代を市場使用料の算定対象経費としておりません。

次に、(8)「負担の公平」のまとめをご覧ください。これまでの検証結果でご覧いただいたように、「負担の公平」については、一つの指標で見ると業種・業態によって軽重があり、だれもが納得する一つの基準で判断することは難しいため、さまざまな視点で検証することが必要です。そのような視点で見ますと、業種・業態間の負担や売上高割・面積割の併用適用の状況については、今回の検証結果で見ると、直ちに是正すべき不公平があるとは言えないと考えております。また、売上高割と面積割を併用する現行の使用料体系につきましては、他都市の中央卸売市場においても一般的であり、景気変動等による経営状態の変動などを調整する機能を有していることから、今後もこの体系を維持していくことに一定の合理性があると考えております。

平成23年5月31日に答申された東京都卸売市場整備基本方針では、「東京都の中央卸売市場は、11の市場が東京都という同一の開設区域において相互に補完しあいながら一体としてその機能を発揮しているという、他都市の中央卸売市場とは異なる事情を有している」とされています。市場使用料に民間相場を反映させるべきか否かは、市場経済原理の側面からだけでなく、現行市場使用料体系を維持してきた経緯や背景、さらには今後の中央卸売市場のあり方も含めた総合的な見地から検討することが必要であると考えております。

す。

なお、東京都卸売市場整備基本方針については、資料1－4にございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

次に、5ページをご覧ください。卸売市場の公共性と使用料ということでまとめております。

東京都卸売市場整備基本方針では、東京都の卸売市場は、都民の食生活の安定を担保、都民の食の安全を確保、生産者・実需者がいつでも利用できる開かれた取引の場という公共的な役割を担っているとされています。

地方公営企業法では、地方公営企業の経営原則を「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と定めていまして、地方公営企業にとって公共の福祉の増進と経済性の発揮はどちらも本質的に要請されるものと言えます。

また、地方公営企業の活動の効果は、民間企業の場合と同様に、直接の個人に帰属させることが可能であり、財・サービスの提供を受ける者が受益の程度に応じて費用を負担することが衡平の原則に合致していると言えます。

逆に言えば、企業活動に要する経費に公的資金を投入することは、直接財・サービスの提供を受けない都民にも負担を求めることとなり、衡平の原則に反することを意味していると言えます。

したがって、卸売市場が公共性の強い施設であるということと、その施設を維持運営するための経費を直接の利用者に「使用料」として負担してもらい、独立採算制を原則として市場を運営することは、矛盾するものではないと言えます。

なお、都では、公正取引の実現等を目的とした業務にかかる行政的経費の財源として、一般会計から補助金を受けており、こうした形で公的資金が投入されている現状がございます。

また、市場会計においては、一般会計から市場用地を現物出資されたことや、地価水準が高い都内の状況を考慮し、地代を使用料の算定対象経費としていないことは、都における卸売市場の公共的役割に対する公的負担と見ることができると考えております。

次に、7ページをご覧ください。現行使用料体系と市場別使用料について整理いたしました。

都では、現在「総括原価方式」を採用し、昭和47年の使用料改定以降、原則として全市場同一の使用料を適用しております。

また、都の全市場は、互いに補完し合いながら一体的にその機能を発揮しており、さらに全市場の施設については、順次都において整備・更新してまいりました。

これらのことから、現行の総括原価方式により全市場の業者が等しく負担する考え方は長い期間をかけ定着してきたと言えます。

一方、市場使用料は相応の市場価格であるべきであり、体系自体についても時代の変化に応じて見直しを図ることが必要であるという意見があります。

この意見に基づき、民間相場や市場ごとの費用に基づいた使用料体系を導入した場合、地価水準や取扱数量等が市場間で大きく違うため、市場間に大幅な負担格差が生じることとなります。その結果、市場業者の経営や市場自体の存廃に多大な影響を及ぼすことが想定されることから、中・長期的な視点に立った検討が必要であると考えております。

しかし、現在、市場を取り巻く流通環境は大きく変化しており、今後、都民の安全・安心への期待や生産者・実需者の多様な施設ニーズに応えるためには卸売市場の機能強化を図っていく必要があります。この機能強化に要する費用の取り扱いについては早急な議論が必要であるというふうにとまとめております。

資料の説明は以上で終わります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

資料では、ワーキンググループにおける検討内容を踏まえて、負担の公平、それから卸売市場の公共性と使用料、そして現行使用料と市場別使用料という3つの切り口から市場使用料の現状について整理・検証を行っております。

ただいま事務局より説明のあった資料をもとに、市場使用料の現状について、委員の皆様よりご意見等をいただきたいと思います。ご意見がございます委員は挙手の上ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、また戻ることにして、次の第2のほうに進めさせていただいて、またご意見がございましたら、あわせてご発言をお願いしたいと思います。

次に、事務局から、卸売市場の機能強化とそれに伴う使用料体系見直しの方向性について資料の説明をお願いいたします。

○吉野幹事 それでは、資料1-1の「第2 機能強化に伴う使用料体系見直しの方向性」についてご説明いたします。

資料1-1の8ページをお開きください。卸売市場における機能強化の方向性について説明しております。

平成22年10月に公表されました国の卸売市場整備基本方針の中で、卸売市場の施設配置等に関する留意すべき事項として、(1)卸売市場におけるコールドチェーンシステムの確立に対する生産者及び実需者のニーズへ早急に対応するため、低温(定温)管理施設を計画的に配置すること。(2)大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とするとともに、品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置することが明記されております。また、都の整備基本方針において、

卸売市場の機能強化に向けて行うべき具体的な施策の方向性として、下記の6項目を挙げております。

次に、9ページをご覧ください。機能強化のための施設整備と負担方法について、現状と今後の方向性について整理いたしました。

これまで施設の低（定）温化等の機能強化については、付加的な施設整備とされてきましたが、今後は、整備基本方針の機能強化の方向性を踏まえ、都と市場業者で十分な協議を行いつつ、積極的に取り組んでいく必要があります。

仮に機能強化のための施設整備を都が行った場合、機能強化を図った施設と既存施設では品質管理等に大きな格差が生じてくるため、「負担の公平」の観点から、機能強化のための費用及びその負担のあり方については、現行使用料体系に機能強化のための費用を加味した新たな使用料体系を構築するなど、検討することが求められます。

新たな施設ニーズにつきましては、下記にお示ししておりますとおり、先ほどの整備基本方針6項目のうち①から③に該当する、卸売場等の低（定）温化によるコールドチェーンの確立、加工・パッケージ施設など多様なニーズへの対応、物流の改善の3項目としております。

次に、10ページをご覧ください。国や都の整備基本方針を踏まえまして、今後の使用料体系の見直しの方性（基本的な考え方）を整理いたしました。

新たな機能を付加する施設については、受益と負担の明確化や負担の公平を図るため、現行使用料体系である総括原価方式に新たな機能を付加することによってかかる経費を個別に加味した新たな使用料体系を検討するとしています。

それ以外の施設については、当面、現行使用料体系である総括原価方式を維持いたします。

ただし、新しい使用料体系を具体的に検討する際は、市場業者の方の経営状況等に十分な配慮を行っていくものといたします。

ページ下部に新しい使用料体系のイメージ図を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料1-3、卸売市場の機能強化と使用料体系についてご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。

「1 基本的な考え方」については、資料1-1でお示ししたとおりでございます。

「2 卸売市場の機能強化と使用料における対応」で具体的な考え方を述べております。先ほどご説明した新たな施設ニーズの3項目に沿って、それぞれ機能強化の視点、想定される施設、使用料における対応という形で整理いたしました。

まず、（1）卸売場等の低（定）温化等によるコールドチェーンの確立でございます。

機能強化の視点としましては、食品の安全性に対する消費者ニーズの高まりを受け、産地や量販店等では

品質管理の高度化を進めており、卸売市場に対しても同様の対応を求めています。また、現在、都では、水産及び青果の卸売場の低（定）温化率は平均で約 33%であるなど、品質管理の要請に十分に答えきれていない状況にあり、今後、卸売場等の低（定）温化を図っていく必要があります。

次に、想定される施設ですが、倉庫だけでなく、長時間の商品滞留を想定していない売場施設等についても、商品特性や運用実態、コスト面等を踏まえた上で、適切な温度管理を行っていくことが想定されます。具体的な施設としては、低（定）温卸売場、低（定）温仲卸売場等が想定されます。

使用料における対応ですが、現在の使用料体系では、低（定）温施設として設定されているものは、冷蔵庫、冷蔵室のみでございます。このため、都が整備する場合については、新たに低（定）温卸売場等の使用料区分を設定する必要があり、設定に当たっては、低（定）温化に必要な空調設備等にかかる費用を考慮する必要がありますとしています。ただし、卸売場等の低（定）温化は、付加的な施設整備とされ、これまで市場業者による造作、設備費負担額、市場用地貸付などの制度を活用し、さまざまな形で実現してきた経緯があることや、施設の低（定）温化は、市場ごとの施設状況や運用方法等から、必ずしも画一的な取り扱いとはならないことなどから、特に既存市場においては、従来の手法も含め、都と市場業者の適切な負担区分を検討すべきであると考えております。ただし、低（定）温倉庫等については、整備基本方針において、従来どおり市場関係業者が主体的に取り組むべきとされていることから、使用料区分の設定については具体的な計画の有無等を踏まえて判断する必要がありますとしています。

なお、造作や設備費負担額など、これまでの機能強化のための整備と負担方法につきましては、資料 1-2、参考資料の 7 ページに説明がございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

次に、3 ページをご覧ください。

(2) 加工・パッケージ施設等多様なニーズへの対応でございます。

機能強化の視点としましては、スーパー、外食事業者等は、省力化、在庫縮小等の観点から、納入者側に一次加工やパッケージ、店舗・時間単位での配送などを求めています。卸売市場においても、こうした多様なニーズに対応していく必要があるとしております。また、加工・パッケージ・ピッキング施設や保管施設、配送施設等のいわゆる「付加価値施設」については、整備基本方針において、市場用地貸付制度の活用も踏まえて整備していく必要があるとされていますが、施設レイアウト等の関係から、都で整備するケースも想定されます。

想定される施設は、前述の付加価値施設でございます。

使用料における対応ですが、付加価値施設については、これまで市場の本来機能ではないとの理由から、造作等の活用により整備されてきました。今後、これらの施設について都が施設整備を行う場合には、その施設使用等に応じた使用料区分の設定が必要となると考えております。

次に、（３）物流の改善でございます。

機能強化の視点としましては、卸売市場における物流は、「搬入物流」、「場内物流」、「搬出物流」がございまして。こうした物流の効率化の取り組みは、市場関係者の努力によりさまざまな形で進められてきましたが、大量の商品を短時間に荷さばきする卸売市場においては、車両等が輻輳し場内が混雑する等の状況もあるため、さらなる物流の改善を図る必要があります。市場によっては、屋外の通路や駐車場等で荷さばきをしている実態があることから、荷さばき機能を強化するため、市場の実情や特性に応じて荷さばき施設等の整備を進める必要があるとしております。

想定される施設は、荷さばき施設等でございます。

使用料における対応として、現行使用料体系においては、「荷さばき場」の区分設定がありますが、今後、低（定）温化等を都の整備により行う場合は、新たな使用料区分の設定が必要であると考えております。

これまで付加的な施設と位置づけられてきた施設については、市場業者の方による造作や都が代わりに整備した場合には設備費負担額として業者の方に費用をご負担いただくといった手法によって整備されてきましたが、今後は整備基本方針の機能強化の方向性を踏まえまして、仮に都が整備した場合については費用を使用料体系の一つとしてご負担いただくという考え方でございます。

資料の説明は以上で終わります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

平成 23 年 5 月 31 日に知事あてに答申されました、お手元に資料 1－4 とあろうかと思いますが、東京都卸売市場整備基本方針では、消費者の安全・安心への期待や生産者・実需者のニーズ等に対応していくため、今後、卸売市場が行うべき機能強化の方向性が示されました。この資料 1－4 の卸売市場整備基本方針を踏まえて、機能強化にかかる費用負担のあり方について、使用料体系として一定の整理を行っていただいている。今ここで委員各位にご議論願いたいのは、こうした方向性についていかがかということについてご意見があれば、それを伺いたいということでございます。

ただいま事務局より説明のあった資料をもとに、卸売市場の機能強化とそれに伴う使用料体系見直しの方向性について、ご意見を頂戴したいと思います。ご意見等ございます委員は挙手の上ご発言をお願いいたします。

○泉委員 意見というより、まずお聞きしたいのは、使用料の根幹的な部分であるわけですが、この十数年間改定を全くしないでこの使用料は来たわけですね。その理由は何か、事務局のほうから明確にお答えをいただきたいと思っております。

○本間幹事 前回、直近で使用料改定をさせていただきましたのは平成 12 年から 14 年度にかけてでございまして、段階的に皆様方からのご要望等を踏まえて、本来であれば 12 年に改定をするところ、段階的に 12、

13、14 と 3 年間で使用料を改定させていただきました。その後、市場会計の収支の状況、それから市場業者の方々の経営の状況等を勘案いたしまして、基本的には 3 年ごとに見直すルールになってございますが、繰り返しになりますが、その時々々の市場会計の収支の状況、それから業界の皆様方の経営状況等を踏まえて使用料改定を見送ってきたと、そういう経緯でございます。

○泉委員 今のご発言でいくと、経営状況が厳しければ改定は行わないという理解でよろしいのかしら。

○本間幹事 当然のことながら、市場会計は、先ほどもご説明をさせていただいたとおり、独立採算制の会計でございます。現段階では決算の状況で最終的な収支は黒字になってございますので、現段階では、具体的に申し上げますと平成 23 年度の予算においては使用料改定を見送ったということでございます。今後、さまざまな形で投資を行っていかねばならない場面も出てくるのかなというふうに思っております。当然のことながら、市場会計、内部努力ということで、これまでも人員削減等を行ってきたわけですが、そういった努力をしてもなおかつ会計上どうしても収支が調わない場合が出てまいります。そういった会計の状況等は当然のことながら大きな判断材料になろうかと思えます。さはさりながら、業界の方々の経営状況も、それは勘案せざるを得ないんだろうなというふうに思っております。それを組み合わせて、文字どおりその時々々の状況で判断をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

○塩見幹事 泉委員の謎かけのような質問でございますので、私もそれに答えるとすれば、市場業者の皆さんの経営が非常に厳しいという、数的にそういう状況であれば、恐らく使用料改定というのはできないだろうというふうに思っております。それは当然にして、我々都議会の条例改正等もございますので、政治的にもそういうことは恐らくできないだろうと。ただ、おっしゃるとおりに、私どもも当然公営企業会計としての市場会計でございますので、私どものこの会計の状況等も当然使用料改定には、それがどうなっているかということが大きくて、経常収支的には何とかやってきてはいるんですけども、必ずしも将来的なことを見据えればいろんなことがあると。ただし、私ども、市場会計、公営企業会計にとって資金収支というのは非常に大事で、それがまだショートしていない、何とかまだやっていけると。これは過去の皆さんご案内のいろんな経過がございまして今日があるわけでありまして、そういったことをる勘案して改定してこなかったということでもあります。ただ、その場をとって市場業者の経営状況が非常に厳しい、収支がそれぞれがもうすべて赤字だという状況であれば、恐らく使用料改定というのはできないだろうというふうに考えるところでございます。

○泉委員 私謎かけで言ったわけではないんですが、管理部長もかなり謎かけなので、少し具体的に申し上げますと、はっきり申し上げて、この間、改定しないで済んだのは、川田委員には申し訳ないけれども、神田市場の売却の剰余金があったからではないんでしょうか。いかがでしょうか。

○本間幹事 特別利益ということで、神田市場等の売却をいたしまして総額で約 4,500 億ほど特別利益を計

上させていただきます、それぞれ建設改良積立金であるとか、減債積立金であるとか、そういう形で積み立てをさせていただきます。その間、資金運用があつて、利息収入があつて、それが収支に影響を及ぼしたことも事実でございます。ただ、基本的には、先ほども申し上げましたけれども、市場会計の中で努力をいたしまして、先輩方の努力の賜物だと思っておりますが、そういったことで収支は一応黒字基調で来たということでございます。

○泉委員 しつこくて申し訳ありませんが、その説明でいくと、個別の市場には触れないというお約束ですからあえて触れませんが、今後、これから大規模な新設市場、あるいは大規模な改修をやっていたときに、今の神田市場等の売却の剰余金が枯渇をしたと、その状況の中で業界は相変わらず非常に厳しい経営の中であえいでいると。その場合、市場会計をどう維持させるのでしょうか、一般会計から繰り入れが可能なのでしょうか。

○本間幹事 現段階では、建設改良につきましては積立金がまだ残っておりますし、それから企業債——借金でございますが、企業債を発行いたしまして、それで何とか投資のほうは賄っていく予定でございますが、今、収支の状況が手元にごさいますので明確にお答えできませんが、そういったさまざまな手法を用いて会計を運営してまいりたいと、このように考えてございます。

○泉委員 それでは、そろそろ私がお聞きしたいところに切り込んでいきたいのですが、これから大規模な市場をつくるに当たりまして、今のお答えでいくと、企業債という逃げ道も確かにあるのかもしれませんが、企業債の償還利息を払って業界がやっていけるのかどうかという点、大変私は危惧をいたしております。そして、我々市場業界が今後右肩上がりに高収益に転じるということは相当難しい、厳しい状況だと思うんです。その中で、企業独立会計の中央卸売市場が、この先一体今の状況のまま何年安全に安定して財務運営できるのか、大変心配しています。そのときに、あえて私は築地の人間ですからずばり聞きますが、築地市場の売却ということが長期的な中央卸売市場の財政安定の視野に入っているのではないかと考えておりますが、この点どうでしょうか。

○塩見幹事 豊洲新市場の整備に当たっての財源につきましては、これは既に明らかにしておりますが、当然、築地市場の跡地の売却収入といいますか、売却益は見越しているところでございます。ただし、我々、今回、11 市場、現在ある市場がネットワークをつくってやっていくということなので、そのことをもって将来的にも各市場が、いわゆる私どもの市場会計が立ち行かないことによって他の市場に影響を及ぼすということのないようにしなくてはいけないということが当然の眼目でありますので、その財源に当たってはなお私どもとして売却益は当然見越しておるところであります。いろいろなことを考えていきたいと、そういうふうには思っております。

○泉委員 明確にお答えいただいて、ありがとうございます。要は、総括原価方式を貫くとおっしゃる以上

は、各市場がそれぞれ負わされた役割というのがあると私は思っておりますし、築地がこれから大きく変わるときに、そのために中央卸売市場が財政的な破綻を来すようなことがあってはならない。ですから、東京都もぜひこういう話をきちっとこういう公の場で明確にしていただきたいと思います、そういうことで申し上げます。

以上です。

○横山委員長 他にどなたかございますか。

○山崎委員 今説明を受けて感じたことは、使用料、非常に大事なことなんですよ。それぞれの市場の中でなるべく赤字を出さないでやっていくということだと思えますよ。ただ、築地に関していいますと、通過物が非常に多いと、そういう話を大分聞くんですよ。その通過物のことについては、行政としてはどういうふうに考えているのかなと。やっぱり使用料というのは、取りやすいところから取って、取りづらいところから取らないというような形ではまずいんじゃないかと。やはり公平性を持ったということであれば、どこからでも取れるような、見逃しちゃいけないという網を張って、使用料の公平性を考えていただきたい。それが大きな意味でいうとそれぞれの皆さん方に使用負担が軽減されるというふうに僕は思うんですよ。ですから、そういう点では行政としてどういうふうに考えているのかなと僕は思うんですけどね。

○横山幹事 今、委員のほうから通過物についてのご指摘がございました。確かに築地は多かった。かつては多かったです。

築地の今の施設形態から見ると、昔は貨車で運ばれてきた。当然産地から築地に行った後どこへ通過させるかが決まっていたんですよ。貨車から降ろしたときには荷札がついていて、すべて通過先がわかったと。そういう構造の市場なんです。

ところが、それから時間が経って、今はトラックで運ばれます。そうなりますと、産地のほうからとりあえず築地へ向けて荷物が運ばれる。それが各地の相場状況によっては築地からさらに他の市場のほうに通過するための指示が輸送途中で行われる。もしくは、築地に入った後一たん降ろして、そこで築地の品物を新たに積みかえて、その上でもってそこの駐在員の指示を受け他の市場のほうへ輸送されると。実は輸送形態が変わったために通過物の把握が極めて難しくなっています。

ところが、現行の制度上は、ある程度、通過物の行く先がわかる前提で組まれております。そうしますと、現実問題は、これは議会等でも指摘されたところでございますけども、実際は築地に入ってみないと通過するかしないか、いわゆる上場するかしないか、それからどこへ運ぶかということがわからないんです。最終的にはそれにかかわった方々から申請がないと、ご申告がないと実は把握できないという非常に困った状況になっております。

じゃ、これでいいのかという話になりますと、次は施設の問題になってきます。では、今現在の築地市場

の場について、例えば通過物を積み降ろししているのではないかという話はいろいろあります。それを全部把握してどこに行くんだと、それから各場から入った荷物について、送り状を見てこれが通過物であるかどうか、もしくは通過物になる可能性があるかどうか、全部止めて調べなきゃいけない。そうすると、恐らく場内の物流は止まります。

何が最終的に言いたいかという、現在の流通形態からすると、それは非常に把握が難しいことがある、これが一つと、あと、築地市場も狭隘^{きょうあい}化し、円滑な取り締まりが極めて厳しい、難しい。築地市場の施設状況からすると、正確な通過物の把握は極めて難しいということですね。ですから、ある意味では、新市場のように入った車の状況がすべて把握できて、ある程度本来の目的以外のところでもっての荷さばきが禁止されるような、そういう形になれば極めて容易になると思います。ですから、基本的には現在の築地の形態というのが通過物の使用料を徴収するには極めて不向きな状況になっている。これは築地市場が悪いというよりは、物流の形態が変わってしまったためである、そのように考えております。

○山崎委員 今、物流の形態が変わった、だから難しい。難しいからイコールできないという話にはならないんですよ。やはりその辺も行政として——やっぱり築地の込み具合は異常なものがあるわけですよ。そういう点もやはり考えていかないと、築地が疲弊しているとか狭いとかという点とはどうも整合性がないような気がするんですけどね、僕に言わせるとね。

○横山幹事 確かに難しいからいいんだとは言っていないんですよ。確かにそれについて申告がないのはいけないとは思っております。それをすべて追求していくか、それから物流の実際の流れを止めてでも調べていくかと、その兼ね合いになると思います。ですから、通過物だけで築地の流通が成り立っているわけじゃなくて、本来上場するものがあるわけですから、その妨げになってはならない。結局その勘どころになっただけで済んでいるのが現状でございます。

○山崎委員 ですから、常時やるんじゃなくて、抜き打ち的に検査ぐらいはしたほうがいいんじゃないですか。それは常時やるというんな影響が出てきますので、抜き打ち的に。あ、東京都も本腰を入れてきたんだと。やはりそういう部分というのは非常に大事な事だろうと思うんですよ。ですから、その辺についてももう一度お考えいただけたらいかがかなというふうに、僕はたまたま今日初めて出席するもので、使用料のあり方についてはどういうふうなことで使用料として皆さんが負担するようになってくるのかなということで今日は来たわけですけど、今聞いてみますと、非常に卸と我々荷受けと諸々の方が負担しているということなんですけど、やはりその辺のところもある程度明確にしておかないと使用料の明確化にはならないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺も一つご配慮していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○塩見幹事 確かにちょっと悩ましいところでして、昨年の小委員会でも随分この議論はあったんですけど

ども、使用料には私どもの管理経費なんかも入るものですから、それを補足すると当然人件費も入って、費用対効果の問題も出てきます。実際、大阪市の中央卸売市場では、通過物使用料の規定自体を廃止したり、横浜市、福岡市の中央卸売市場では、規定は残っているものの、やっぱり実績がないと。そういう状況なので、おっしゃるとおり、我々、その状況をよしとしているわけじゃないんですが、ご指摘の点も踏まえて、今後どうしていくかということは、悩ましいながらいろいろ考えてはいるというところでございます。

○山崎委員 それともう一つ、大規模な卸売市場の施設に当たっては、原則として閉鎖的な市場がよろしいというようにここに書いてありますよね。そうしますと、いろんな意味でランニングコストが我々に非常に大きな負担となって返ってくるんじゃないかなというふうに感じます。そして、特に、この間のような3月11日の大震災のようなことがありますと、建物は何となくとも周りのインフラがすべてだめよということになりかねない部分が非常にあるわけですね。

私はたまたま浦安に住んでいまして、浦安の3分の2が液状化でした。その現実を私も目の当たりに見まして、これは大変なんだなというふうな思いで、まだまだ、これから何年たってあれになるかわからないという状況です。浦安の場合はですね。

そういうことを考えたときに、果たして閉鎖的でいいのかなと。すべて電気がとまったら中は蒸し風呂で、すべての品物が全部だめ。品物ばかりじゃない。人間もおかしくなるんじゃないかなと。そういうふうな危惧をするものですから、その辺のことについて、例えば閉鎖型の市場をどなたか見たことございますか。今はないですか、そういったような市場というのは、地方には。

○横山幹事 新設の市場である程度規模の小さいところは確かに、私、写真等で見たことはございます。閉鎖型にするかどうかについては、一つは、農水省とそれから都の衛生上の観点から望ましいという話になっていて、それはそれで大変意味があるお話でございます、業務的にはですね。ただ、今、委員がおっしゃったのは、それが地震等が来たときにもちゃんと機能するように震災に強い施設にしてくれというお話かと思っておりますので、これについては、私どものほうも施設等も含めて、そういった非常電源の対応ですとか、それから多少の震災等が来ても壊れない堅固な形とか、こういうのはいろいろと既存の市場も含めて検討しております。

○山崎委員 一つ想定外にならないようなことを考えてもらえればなと思いますけど。ただ、何にしても、これから我々があそこで、例えば築地にしろ、豊洲にしろ、そこで働く人たちが少しでも安心して働けるような施設をつくっていただければいいかなというふうに思いますし、使用料はこれ以上上げてもらいたくないというのが我々使用する立場の声だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。すみません。ありがとうございました。

○横山委員長 ありがとうございます。他にどなたか。

○腰塚委員 私は芝浦の食肉市場の仲卸なんですけれども、今現状この 3.11 以降の原発の問題から——まあ、その前から食肉の流通というのは劇的に変化しているんです、近年ですね。そういう中で、今閉鎖的なという問題があったんですけれども、芝浦の場合にはもう何年か前から完全に衛生問題、クオリティーの問題をきちっとしないと流通にならないということで、今までの設備にかけて我々業者が非常に何億とかけて機械の投資ですとか、設備をしているわけです。そういう中で、直近のここに来ての営業では、原発以来、3分の1から4分の1の営業になっているわけです。そういう中で、昨日も市場長のところにお邪魔してお願いしたんですけれども、いわゆる使用料のあり方ですから、今までは一定で来たよ、これからは値上げの方向にあるんじゃないかなというような雰囲気があるんですけども、こういうような現状のときに、何年か、あるいは今期だけでも値下げをお願いできないかなと。あり方ですから、現状維持ということと値下げということも一つありかなとと思っているんですけど、いかがでしょうか。

○本間幹事 先ほども申し上げましたけれども、直近の改定は、平成 14 年以降、約 10 年間値上げをしないで参ったわけでございます。23 年度の予算につきましても値上げをしないということで来たわけでございますが、今後は豊洲新市場をはじめ更新等の経費がかさんでまいりますし、先ほど泉委員からもご指摘があったとおり、積立金も徐々に取り崩すような形になろうかと思えます。収支の状況が今までと同様かというとなかなか難しいのかなというふうに思っております。大変申し訳ございませんが、今値下げをするという状況にはないのかなというふうに思っております。ただ、補正予算等を通じてさまざまな工夫を別の角度でさせていただいておりますので、そういった形でのご支援ということが可能なのかなというふうに思っております。

○腰塚委員 これからずっと値下げとかということじゃなくて、現状、我々の東京都民の台所、食肉等を担う立場として、今の現状の品物をそのまま、よい品物をより安く、より多く東京都民に提供するのが我々の務めだと思っているわけですね。そういう中で、このままいくに当たって、今の現状の使用料ですと非常に厳しい。かなりの仲卸が赤字という形になっていますので、値下げということじゃなくて、今期だけある意味何かしらの補てんですとか、そういうことを考えていただければなど、このように思っております。

○横山委員長 大変重要なお意見だろうと思えます。他にどなたか。

○川田委員 質問なんですけれども、ここにあるように、総括原価方式で現行使用料を今後くくって、それに新たな機能ができると、そう解しています。こういうご説明で、そのように理解をしていたんですが、ちょっと先ほどの塩見部長のお話ですと、東京の場合は中央拠点市場構想を少し変えて、11 市場が相互で力を発揮していく、こういう方式だというふうにおっしゃられたので、ちょっとこのところがイメージが違ってきてしまったんですけども。ということは、現行使用料にのせる付加価値というのは、例えば 11 市場全部がかかっているような市場、例えば新しい市場ができた、それも 11 市場の中で運営する中の一部が変わ

ったということは、この新たな付加価値になるんですか。例えば豊洲ができて、豊洲の付加価値については徴収しましょうと。だけど、先ほど言われたように、東京の市場というのは 11 市場が全部合わさって機能を発揮するんだと。そうすると、例えば大田市場だとか淀橋市場のほうにも相対的な機能を加えてはいけないという判断ではないんですね。

○塩見幹事 それは（豊洲新市場が新たな機能を付加したとしても、他市場には）影響しません。影響しません。

○渡辺委員 今、大体使用料のあり方というとならば値段が上がるか下がるかに多分皆さんの関心はあると思うんですけど、実際ワーキンググループの中で議論していたことなんですけども、単純に上がる下がるということではなくて、使用料は今 11 市場一体で来る方向性でずっとあるというふうに書いてあるんですが、実際の民間相場とか、実際の民間の料金のあり方等を考えてみますと、立地条件が全然違ったり、使用形態も全然違うようなところも使用料が同一であるということは、なかなか一般的などころでの理解も得にくいし、経済的な原理からいってもなかなかよろしくないのではないかというのが私の意見であります。

ですから、今回のあり方では、一応 11 市場一体という今までのあり方の延長上には来ているんですけども、私は、本来であるならば、とにかく 11 市場をいろいろな状態で、使用料の負担を市場の状況に応じて変えるということが必要で、それはその前の委員会でもその前の前の委員会でもそういうような答申が出ているから、実は今回それに着手するのが私の仕事なのかなと思ったんですが、今回地震もありましたし、その前も経済状況がなかなか好転しないというのがありましたので、大幅な着手が難しいというのが結局議論の結果だったなという印象があります。

その中において、この新しい施設に対して、そういうふうにした市場に対してそういうような負担をお願いするというのは、やや妥協的な側面がありますけれども、市場ごとにちょっと違った使用料、つまりよく便益を受けているところからは少しお金を多く頂戴するというような面では、一歩ちょっと進歩したのかなというようなこともありまして、ただ、私の意見としては、施設の付加料というよりは、根本的な売上高や面積の使用料に関して各市場ごとの違いというものにやっぱり最終的には手をつけてほしいなというふうに考えているわけでありまして。

実際の額がそれで上がるか下がるかということは、経済状況や現在の市場の状況などに依存しているから、実際には上がる下がるという問題はいろいろあると思いますけども、とにかく個別の市場ごとに将来的には少し使用料の負担というのが違っていくというのが望ましい方向ではないかなというふうに考えています。

○横山委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

○川田委員 もう決まってしまいましたので、考え方のことをあまり言ってもしょうがないとは思いますが、ただ、我々の場合、スタートしたのが昭和 23 年ごろですね、統制令が終わって市場ができた

き。そのときに我々——今、例えば淀橋は地価が高い。築地も高い。他のところはもっと安いところがある。そこで今、市場の使用料を変えられてしまうと、我々がスタートしたときの条件が違ってくるわけですね。そうすると、じゃ、淀橋にいる人が高いから豊洲へ移れるかとか、あるいは北足立に移れるかという、そういう選択があれば、今おっしゃられたようなことは我々としても検討できると思うんですけども、もうベースになるところは決まっていて、そこにいることはもう義務づけ——義務づけというか、もう決まっているところで、いる土地が急に上がってしまったということになると、全く今度計画が立ち行かなくなってしまう。ですから、もし我々に場所を選ぶ、あるいは入札して、いや、実はうちは豊洲に入りたいんだと、幾らなら入れるという入札のようなことがもし万が一できれば、先ほど言われたような市場ごとの価格の差というのはあってもいいのかなと思うんですけど、今あるベースでスタートされると非常に厳しいというふうに思います。

○伊藤委員 今の市場別使用料のお話でございますけれども、私は今築地でございまして、築地は今までずっといわゆる均等割といいますか、各市場のそれと同じレートでずっと負担してまいりました。今ここで、今築地が新しく変わろうという矢先に、さて市場別だということは、あまりに不公平だと思うんですよ。今まで私たちは新しい市場ができる都度、その都度それらの高騰分というのは全部ならした形で負担してまいりました。ここへ来て変えるというのは、それは私はおかしいと思うんですよ。ですから、そういう点で、今回のこの基調の方針、考え方というのは、私、賛成でございます。

それからもう一つ加えたいのでございますが、均一のそうした負担の上に機能の違いを足すんだという今の考え方でございますけれども、この辺は非常に難しいところで、というのは、今まで代々各市場で新設、あるいは増設が行われてきましたよね。じゃ、そのときに古いままだったのかというと、そのときそのときの英知といいますか、考え方が全部入っているはずなんですよ。そういう機能が加わった上で今までも均一で使用料というのは負担をしてまいりました。今ここにきて——私が築地であるからということで、そういうことを申し上げるようにとられるかもしれませんが、今ここへ来てその機能の面を強調されるというのは、ちょっとおかしいと思います。今までの経過も十分踏まえた上でこれは考えていかなきゃいけない、そう思います。

○横山委員長 今のご意見について、事務局のほう、幹事のほう、何かございますか。

○本間幹事 今回の議論は、9次の整備基本方針にコールドチェーン等の付加価値施設をというようなことでありまして、その付加価値施設という機能強化を都が実施した場合に、その費用負担のあり方を使用料体系として整理をさせていただいたということでございます、繰り返しになるかもしれませんが、個別具体の市場を対象としたものではございませんで、全市場を対象に機能強化に係る部分につきまして新たな使用料体系の適用を検討するという、そういうものでございます。

なお、築地市場の移転というか、リニューアルといいますか、そういったものが最後になってきて、今までご負担をしていたというようなお話もございましたが、今申し上げましたとおり、個別具体の市場を対象としたものではなくて、基本的な考え方を整理させていただいたというふうに考えてございますので、そのようにご理解いただければと思っております。

○伊藤委員 現実に今までも古いままでいたわけじゃないんですよ。常にそれらも改善があり、それから設備の更新もあり、あるいは私どもの場合には、おまえたち負担しろという形で低（定）温化もやり、いろんな形で市場を直してきております。そういうことが今日集大成として一つの新しい機能を求められるということでもありますけれども、そうだからといって古い市場もやっていないわけじゃないんですよ。みんなやっているんですよ。ですから、そういう点での負担の公平という意味では、一概に新しいものが新しい機能だ、そして今の時点でこういうことをおっしゃるといのは、ちょっと私は疑問でございます。

○横山委員長 他にいかがでしょうか。

○泉委員 私は、先ほどの川田委員、それから伊藤委員の市場別使用料の問題について、同じ賛成の意見を申し上げます。

冒頭で神田市場の売却と将来起こるであろう築地市場の売却を申し上げたのは、まさにこの総括原価方式だからこそ、そうした市場の売却益があまりなく都内全域の市場の安定経営のもとになっているというふうに考えていますので、軽々に市場別使用料、地代が例えば築地の地代とニュータウンと全然違うじゃないかという非常に単純な議論でやりますと、業界そのものが崩壊するおそれがあると思います。今後とも、神田市場の売却益であと何年か、あるいは10年か、中央市場は息をつき、その間に築地市場の売却が起こって、また向こう二、三十年の息をつくという形になっていくわけですから、くれぐれもそこら辺のことは先生方にご理解いただければありがたいと思います。

○横山委員長 そうしますと、3人の委員のご意見としては、総括原価主義的な考え方をベースにしつつ、あと機能強化についてどういうふうに整理していくかということで、渡辺委員のように経済理論的にいえば、個別原価主義が限界費用の部分で考えていくという考え方にも合致して、経済合理性のもとでは市場別使用料をというご意見も実際ワーキングの中でありました。

○渡辺委員 すみません。何度も私はその辺は言っていますが、総括原価でなければ個別原価だという議論ではありません。総括原価の中においても、使用料にちょっとでこぼこをつけて、総括原価の負担の割合を変えろというやり方はあるんじゃないかということで、即個別原価ということを行っているわけではございません。

○横山委員長 経済理論的には恐らく二者択一的な議論が多いということで、渡辺委員もこの取りまとめで納得いただいたのは、総括原価的な形でかかった費用について各市場でどういうふうに応分の負担をして

いくかということについて、均一であるという必ずしも必要はないと。それから、個別原価的な形でいえば、地代は冒頭事務局から説明もあったように、それは反映されていませんので、それ以外のことをどこまで反映させるかということで、正確に市場原理に基づくような形の費用の配分ではなくて、ソフトランディングという言い方ですれば、こういうような形で機能強化をある程度入れることによってある程度の差を総括原価の中でも加味していこうというような形でワーキングでは取りまとめさせていただいた。

そのときに、では、総括原価のままでいったときに、先ほど来から議論になっている神田市場の跡地の財源とか、また今度の築地市場の売却の財源についてどういうふうにと考えたらいいかということも、今回の取りまとめの中では明確に書かれていませんが、ワーキングの中ではかなり突っ込んだ議論も正直しております。そういうような売却益を使用料の経費の負担軽減に使っていいのかということについては、ワーキングの中でもいろんなご意見があったように私は記憶しています。

ただ、その事柄については、取りまとめの中でも事務局から説明で読み上げさせていただいたと思いますが、過去の経緯も踏まえて、今、白紙の段階の議論でこういうような方向でいくべきではないかというような議論はできないのではないかとということで、塩見幹事のほうからのご説明もあったような方向で、いろいろ検討を加えていかなければならないということに取りまとめさせていただいているとご理解いただけたらと思います。

この辺について何かご意見があるワーキングの先生方いらっしゃいますか。

○金井委員 職業柄会計士なものですから、主にこういうことになると、とかく僕がしゃべった時間が一番長いので一応申し上げておきたいと思いますが、会計的にいうと、当初、東京都が現物出資で出しているんですね、この土地そのものをぼーんと公のためにね。そうすると、そのキャピタルゲインはだれのものかという議論になるんですよ。

純理論的にいうと、出資者のものだろうというふうになると思うんですね。純理論的にですよ。もう一概に泉さんの言うことを頭から否定しようという気はさらさらないんですけど、実態は実態であるわけだから。とはいうものの、学校法人会計というのがありまして、あれも公営企業会計に似ているんですけど、学校法人というのは、要するにまず土地があって、それを基金としてとらえて、つまり学校って土地と建物がないとどうしようもないので、それが最低的な基本的なセットだよと。その分を基本的には会社でいうと資本金と同等のものとしてとらえて、それを維持すべきものとして会計が組み立てられているんです。

じゃ、その儲けを仮に何かに突っ込んだりすると、例えば中央大学が八王子にぼーんと売って行っちゃったと。ところが、全然生徒が来ないのでまた戻ろうかとやると、多分半分になっちゃったりするわけですね、広さがですね。つまり、そういうことがないように、物的にキープするというのが基本的な公営企業とか、そういうやつの考え方であることは間違いないですよ、会計士でいうとね。

そういうふうを考えちゃうと、基本的には素朴に言って、えっ、アキバの土地を売った金を使っちゃったのというのが一般庶民としての、僕が仮に納税者とすれば、多分納税者としての素朴な意見になってしまうんじゃないかと、こういうことは申し上げましたね、ワーキングの場ですね。多分会計的にはそういう話になりますよというのは、多分間違いないんだろうと思います。

ただ、過去、僕は会計処理をどうしたかというのは、それは知らないんですけども、仮に僕が監査して公営企業会計をやったとすれば、売却益ってP Lに載るんですかという議論になっちゃうと思うんです。P Lに多分載らないと。資本剰余金に直接チャージしちゃうという会計処理に多分なるんじゃないかと僕は思いますね。という議論も一方でやりました。

だから、その中でこれには触れていないということなんですね。今のはべき論ですよ。そういうふうを考えられると、べき論でいうとね。ということも一応置いておいていただいて、それは議論ではありましたから。

○泉委員 私、誤解を招くといけないので、市場のものだと決断して言うておりません。築地市場も神田市場も都民の財産だという理解は十分しております。リニューアルして各市場が近代的になり、物流的に効率的になり、それは財産として残っているわけですから、都民の財産が減少したとは私は思っておりません。

それで、少なくとも今先生がおっしゃる財務会計的というお言葉ですが、東京都自体が財務諸表、P Lしかなくて、B Sがなかったわけですからね、かつては。中央市場だってなかったはずなんですね。我々にもやっとB Sを示していただいたのがこの10年ぐらいです。ですから、そういう意味では、神田の売却益を使っちゃったのかという表現は、私としてはちょっとひっかかるところであります。

○金井委員 だから、中身を全然見ていないので予断があるとはいえないんですけど、本来は土地なら土地というものを物的に維持するというのが考え方の基本なんですよ、要するに物的に維持しちゃうという。ただ、会計って伸び縮みしますから、今の為替もそうですけど。じゃ、為替がちょっと上がったから物が変わるわけじゃないので、それを一回売ってまた買い戻すとねという話なんですよ。だから、公営企業会計というのは基本的には物を維持するという考えがものすごく強い会計だということを言っているだけなんですけどね。

○横山委員長他に。事務局のほうは何か今のでございますか。

○塩見幹事 B Sができたのは10年前というのはちょっと、昭和39年ぐらいに公営企業会計に移行したので既に数十年はたっていますけども、ただ、おっしゃるように、現物出資したときにそれは一体誰のものかという議論なんでしょうけど、それは市場総体としてやっぱり都民サービスのために資本としてまさに土地という、そこから来るものとして維持しているんだろうと思うんですよ。そういう中で、全体で維持して、今後いろんなことがまた起こってくるんでしょうけども、そういう中で我々の会計をいかに健全に運営していくかということが、そういうことも含めて非常に大事なことだなというふうに思っております。

逆に言うと、私の気持ちから言わせていただくと、神田市場の売却益というのは、当時一般会計が苦しいときに非常にそれをある意味貸し付けて財源として、一般会計もそれによってやりくりしたときがあるわけでありますから、そういったことを含めれば、当然いろいろ将来にわたっても一般会計からの支援もお願いしたいと思うのが私の今の立場であるということでございます。

○横山委員長 他にいかがでしょうか。特段ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

○横山委員長 では、ないようでございますので、ここで討議は終了とさせていただきます。

本日、委員の皆様からいただきましたご意見、ご要望を踏まえまして、中間報告、最終報告取りまとめに向けて検討を進めてまいりたいと思います。

最後、事務局から資料3をもとに今後のスケジュールについて報告をお願いします。

○吉野幹事 それでは、資料3、市場使用料あり方検討委員会の今後のスケジュールについて（予定）をご覧ください。

これまで市場使用料あり方検討委員会につきましては、おおむね2年間を検討期間とし、平成23年7月を目途に最終報告の取りまとめを行うとしておりました。しかし、冒頭申し上げたように、事務局都合により検討状況が当初スケジュールに比べ大幅に遅れておりまして、皆様にもご迷惑をおかけしているところです。改めてお詫び申し上げます。

つきましては、大変恐縮でございますが、今後のスケジュールについて変更させていただきたいと考えております。具体的には、本日のご議論を踏まえまして、今後、10月、11月にワーキングを開催した上で、平成24年1月を目途に本委員会を開催し、中間報告をさせていただきたいと思っております。その後、ワーキングを経て、3月を目途に第5回本委員会を開催し、最終報告の取りまとめを行いたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○横山委員長 ただいま事務局から今後のスケジュールについて説明がありました。ご質問等ございます委員はご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

○横山委員長 以上で本日の議事を終了したいと思います。

次回の委員会の日程につきましては、事務局より別途ご案内をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第3回の市場使用料あり方検討委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会